

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

目次

第1章 総務（第1条―第7条）

第2章 厚生福祉（第8条・第9条）

第3章 教育環境（第10条）

附則

第1章 総務

（春日部市監査委員に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市監査委員に関する条例（平成17年条例第10号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第195条第2項ただし書の規定に基づき監査委員の定数を定めるとともに、法第200条第2項及び第202条の規定に基づき事務局の設置その他監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。） <u>第195条第2項、第200条第2項及び第202条の規定に基づき、監査委員の定数、事務局の設置その他監査委員について必要な事項を定めるものとする。</u>

（春日部市特別職報酬等審議会条例の一部改正）

第2条 春日部市特別職報酬等審議会条例（平成17年条例第45号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（所掌事項） 第2条 市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長 <u>及び副市長</u> の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。	（所掌事項） 第2条 市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長、 <u>助役及び収入役</u> の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする。

(春日部市特別職の給与に関する条例の一部改正)

第3条 春日部市特別職の給与に関する条例（平成17年条例第50号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）に対応する改正後の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正前の号を削る。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後								改正前																																																											
(趣旨)								(趣旨)																																																											
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。								第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項の規定に基づき、市長、助役及び収入役（以下「市長等」という。）の給与及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。																																																											
(給料)								(給料)																																																											
第3条								第3条																																																											
(2) 副市長 月額 834,000円								(2) 助役 月額 834,000円																																																											
(3) 収入役 月額 765,000円								(3) 収入役 月額 765,000円																																																											
別表（第6条関係）								別表（第6条関係）																																																											
<table><tr><th rowspan="3">職名</th><th rowspan="3">鉄道賃</th><th rowspan="3">船賃</th><th rowspan="3">航空賃</th><th colspan="4">普通旅費</th></tr><tr><th rowspan="2">車賃 1キロメートルにつき</th><th colspan="2">(1日につき)</th><th rowspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td>副市長</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td></tr></table>								職名	鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費				車賃 1キロメートルにつき	(1日につき)		宿泊料 (1夜につき)	県内	県外	副市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	<table><tr><th rowspan="3">職名</th><th rowspan="3">鉄道賃</th><th rowspan="3">船賃</th><th rowspan="3">航空賃</th><th colspan="4">普通旅費</th></tr><tr><th rowspan="2">車賃 1キロメートルにつき</th><th colspan="2">(1日につき)</th><th rowspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th></tr><tr><th>県内</th><th>県外</th></tr><tr><td>助役</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td></tr><tr><td>収入役</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td><td>〃</td></tr></table>								職名	鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費				車賃 1キロメートルにつき	(1日につき)		宿泊料 (1夜につき)	県内	県外	助役	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	収入役	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
職名	鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費																																																															
				車賃 1キロメートルにつき	(1日につき)		宿泊料 (1夜につき)																																																												
					県内	県外																																																													
副市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃																																																												
職名	鉄道賃	船賃	航空賃	普通旅費																																																															
				車賃 1キロメートルにつき	(1日につき)		宿泊料 (1夜につき)																																																												
					県内	県外																																																													
助役	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃																																																												
収入役	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃																																																												

(春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 春日部市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年条例第54号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後		改正前	
(高压電気等取扱手当)		(高压電気等取扱手当)	
第6条 高压電気等取扱手当は、高压電気の機械器具又はボイラーの操作に従事する職員がその		第6条 高压電気等取扱手当は、高压電気の機械器具又はボイラーの操作に従事する技術吏員が	

業務に従事したときに支給する。	その業務に従事したときに支給する。
-----------------	-------------------

(春日部市税条例の一部改正)

第5条 春日部市税条例（平成17年条例第75号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(用語) 第2条 (1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市 <u>職員</u> をいう。	(用語) 第2条 (1) 徴税吏員 市長又はその委任を受けた市 <u>吏員</u> をいう。

(春日部市行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第6条 春日部市行政財産の使用料に関する条例（平成17年条例第79号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4 <u>第7項</u> の規定に基づき行政財産の使用を許可した場合における使用料（他の条例に特別の定めがある場合を除く。以下「使用料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4 <u>第4項</u> の規定に基づき行政財産の使用を許可した場合における使用料（他の条例に特別の定めがある場合を除く。以下「使用料」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(春日部市副収入役設置条例の廃止)

第7条 春日部市副収入役設置条例（平成17年条例第12号）は、廃止する。

第2章 厚生福祉

(春日部市放課後児童クラブ条例の一部改正)

第8条 春日部市放課後児童クラブ条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(指定の制限) 第15条	(指定の制限) 第15条

(2) 本市の市長 <u>及び副市長</u> が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体	(2) 本市の市長、 <u>助役及び収入役</u> が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体
--	---

（春日部市立病院条例の一部改正）

第9条 春日部市立病院条例（平成17年条例第204号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(病院長) 第9条 病院長は、医師である <u>職員</u> をもって充てる。	(病院長) 第9条 病院長は、医師である <u>技術吏員</u> をもって充てる。
(副院長及び顧問) 第10条 副院長は、医師である <u>職員</u> をもって充てる。	(副院長及び顧問) 第10条 副院長は、医師である <u>技術吏員</u> をもって充てる。
(医療部長) 第11条 医療部長は、医師である <u>職員</u> をもって充てる。	(医療部長) 第11条 医療部長は、医師である <u>技術吏員</u> をもって充てる。
(看護部長) 第12条 看護部長は、看護師である <u>職員</u> をもって充てる。	(看護部長) 第12条 看護部長は、看護師である <u>技術吏員</u> をもって充てる。
(事務部長) 第13条 事務部長は、 <u>職員</u> をもって充てる。	(事務部長) 第13条 事務部長は、 <u>事務吏員</u> をもって充てる。

第3章 教育環境

（春日部市商工振興センター条例の一部改正）

第10条 春日部市商工振興センター条例（平成17年条例第129号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(指定の制限) 第18条 (2) 本市の市長 <u>及び副市長</u> が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体	(指定の制限) 第18条 (2) 本市の市長、 <u>助役及び収入役</u> が、無限責任社員等となっている法人（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第122条に規定する法人を除く。）又は役員等となっている団体

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 公布の日

(2) 第6条の規定 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4の改正規定に限る。）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日